

ヤバイぞ、安倍政権！ これって、民主主義の「存立危機事態」!? 「集団的自衛権」の行使は、違憲です!!

○従前の政府見解も「集団的自衛権の行使は違憲」

「集団的自衛権」とは、日本が武力攻撃を受けていないのに、他国の戦争に参加することです。しかし、戦後の日本政府は、「集団的自衛権の行使」は違憲との立場でした。

1972年の政府見解でも「他国に加えられた武力攻撃を阻止するための集団的自衛権の行使は憲法上許されない」としています。

○安倍政権が強引に憲法解釈を変更

しかし、安倍政権は、日本と同盟関係にある他国が攻撃された時、「わが国の存立が脅かされる明白な危険（存立危機事態）がある」などの要件を満たした場合、「限定的」に集団的自衛権は行使でき、合憲と強弁しています。

○政府による恣意的な集団的自衛権の行使が可能に

何が「存立危機事態」に当たるかは国会の質疑での明らかにされておらず、政府は「総合的に判断する」としか答えていません。これでは時の政府の恣意的判断で集団的自衛権の行使が可能となり、他国の戦争に全面的に参加する危険性が高いといえます。

○多くの憲法学者は「集団的自衛権の行使は違憲」と指摘

専門家の多くは、憲法を改憲せず解釈変更だけで、集団的自衛権を使えるようにしたとして限定的行使でも違憲との立場です。

6月4日の衆院憲法調査会では、与党推薦の憲法学者である長谷部恭男・早稲田大学教授も戦争法案を違憲と断定しました。「従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかず、憲法違反だ」と説明しました。

○元内閣法制局長官も「憲法9条に違反」と見解

内閣法制局長官の経験者からも違憲との批判が出ています。第1次安倍内閣で内閣法制局長官を務めた宮崎礼壹氏は衆院安保特別委員会に参考人として出席し、「集団的自衛権の本質は他国防衛だ。『限定的』とするものを含め、従来の政府解釈と相いれない。憲法9条に違反し、速やかに撤回すべき」と主張しました。

○憲法を破壊する戦争法案を許さない！

憲法違反の法案を成立させることは、立憲主義に基づく民主政治を根底から破壊することになります。憲法は、権力者が好き勝手な行動ができないように権力者に縛りをかけるものです。安倍政権は、憲法解釈を勝手に変更することで憲法そのものを破壊しようとしています。日本の民主主義を守るためにも、解釈改憲による違憲の戦争法案の成立を許してはなりません。